

ヘラクレス、JASDAQ及びNEOの市場統合に伴う関連諸規則の
一部改正等について

I 改正内容（概要）

1 上場制度

(1) 開設市場

- ・ 当社が開設する金融商品取引市場は、競争売買市場、JASDAQ及びJ-NET市場とする。

(2) 市場区分

- ・ JASDAQにおいては、一定の事業規模と実績を有し、事業の拡大が見込まれる企業群を対象とした「スタンダード」と、特色ある技術やビジネスモデルを有し、将来の成長可能性に富んだ企業群を対象とした「グロース」の2つの市場区分を設ける。

(3) 対象有価証券

- ・ 新興市場であるという特性を考慮し、現行JASDAQの上場対象有価証券（優先出資証券、ETF及び外国株預託証券）を競争売買市場の上場対象有価証券とする。

(4) 現行市場における上場会社の取扱い

- ・ 現行ヘラクレス、現行JASDAQ及び現行NEOの上場会社は、市場統合日において新設されるJASDAQの上場制度に基づき上場していたものとみなす。
- ・ 現行ヘラクレス（スタンダード）及び現行JASDAQの上場会社は、JASDAQ（スタンダード）に上場していたこととし、現行ヘラクレス（グロース）及び現行NEOの上場会社は、JASDAQ（グロース）に上場していたものとする。ただし、JASDAQへの移行に際し、既上場会社からの事前申請があった場合には、当社における審査を経て、市場統合日までに移行する市場区分を決定する。

(5) 上場申請の手続き

a 申請主義

- ・ 上場審査は、新規上場申請者の申請に基づき行う。

b 申請書類

- ・ 有価証券上場申請書
- ・ 上場申請のための有価証券報告書
- ・ 上場申請のための四半期報告書
- ・ JASDAQ上場申請レポート

- ・その他当社が定める書類
 - c 上場審査
 - ・ 上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループを対象に、上場審査基準（形式基準）に適合するものについて、審査（実質審査）を行う。
 - ・ JASDAQ（グロース）では技術に関する評価を実質審査において確認する。
- (6) 略式審査制度
- ・ 新規上場申請者が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合は、既上場会社であることを踏まえ、当該申請者の開示実績が良好である場合に、その状況を勘案して企業内容の開示の適正性に係る審査を略式化する。

2 上場審査基準

(1) 上場審査基準（形式基準）

- a スタダード
 - (a) 公開株式数
 - (b) 株主数
 - (c) 浮動株時価総額
 - (d) 純資産の額
 - (e) 利益の額
 - (f) 虚偽記載又は不適正意見等
 - (g) その他
- b グロース
 - (a) 純資産の額
 - (b) (a)以外は2(1) a (a)から(g)までと同じ（2(1) a (e)を除く。）

(2) 上場審査基準（実質基準）

- a スタダード
 - (a) 企業の存続性
 - (b) 健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立
 - (c) 企業行動の信頼性
 - (d) 企業内容等の開示の適正性
 - (e) その他
- b グロース
 - (a) 企業の成長可能性

(b) 成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立

(c) (a)及び(b)以外は2(2)a(c)から(e)までと同じ

3 上場管理

(1) スタンダード及びグロース共通

a 監視区分の新設

- ・ 市場に混乱を与えるおそれのある問題行動を起こした上場会社や債務超過等の上場廃止基準に基づく猶予期間に入る銘柄について、迅速に投資者及び市場関係者に周知を図るための「監視区分」を新設する。
- ・ 指定の対象となる銘柄は、①特設注意市場に指定されている銘柄、②上場廃止の基準に係る猶予期間入りとなっている銘柄、③適時開示規則等の違反に係る警告措置を受け5年が経過していない銘柄、④開示注意銘柄に指定されている銘柄等とする。

(2) グロース

a 中期経営計画策定の義務化

- ・ 年に1度、中期経営計画（3か年の経営計画）を策定して、遅滞なく当該計画を当社に提出することとし、提出された経営計画は、当社が公衆の縦覧に供することに同意する。

b 投資者向け説明の義務化

- ・ 提出された中期経営計画に基づいて、最低年に1回、投資者向けの説明会又は投資者向け説明会の開催に相当する活動を実施することを義務付ける。

※ 現行JASDAQ上場会社に課せられているIR規則是廃止する。

(3) 市場区分の変更

- ・ 上場株券における市場区分の変更（スタンダードからグロース又はグロースからスタンダード）については、上場株券の発行者からの申請により行う。

(4) 上場市場の変更

- ・ 上場株券における市場の変更（市場第一部・第二部からJASDAQ又はJASDAQから市場第一部・第二部への変更）については、上場株券の発行者からの申請により行う。

4 上場廃止基準

a スタンダード

(a) 株式の分布状況

- (b) 株主数
 - (c) 浮動株時価総額
 - (d) 業績
 - (e) 債務超過
 - (f) 株価
 - (g) その他
- b グロース
- (a) 利益計上（黒字化）
 - (b) (a)以外は4 a(a)から(g)までと同じ

5 その他上場制度

- a 現行ヘラクレス（グロース）上場会社の取扱い
- ・ 施行日前日時点で現行ヘラクレス（グロース）に上場する会社は、当初からJASDAQ（グロース）に上場していたものとして取扱うが、施行日以後にJASDAQ（スタンダード）への市場区分変更の申請を行う場合は、従前のとおり形式審査のみ行う。
- b 上場審査基準
- ・ 施行日前日時点で、現行市場に上場申請を行っている新規上場申請者には、当該現行市場の新規上場審査基準を適用する。
- c 上場廃止基準に基づく措置の取扱い
- ・ 施行日前日時点において、現行上場市場における上場廃止基準に基づく猶予期間に入っている銘柄については、現行上場市場の基準により上場廃止の判断を行う。
 - ・ 施行日前日時点において、特設注意市場の指定を受けている銘柄については、施行日前日時点における現行上場市場の基準により特設注意市場銘柄の解除の判断を行う。

※JASDAQにおいて廃止される現行上場市場の上場廃止基準に基づく措置については、施行日において当該措置の対象から解除する。

- d 企業行動規範の取扱い
- ・ 現行JASDAQ及びNEO上場会社のうち、企業行動規範の一部（監査役会・会計監査人の設置、会社法上の内部統制システム整備に係る決定等）につき、上場日から1か年を経過した日以後最初に終了する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えたときから適

用することとなっている会社については、従前どおりの適用開始時期とする。

- ・ 施行日以後1年間に新規上場する会社については、企業行動規範の一部（監査役会・会計監査人の設置，会社法上の内部統制システム整備に係る決定等）につき，上場日から1か年を経過した日以後最初に終了する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えたときから適用する。
- e 上場審査料及び上場手数料等
 - ・ 上場審査料は200万円（定額）とする。
 - ・ 上場手数料は600万円（定額）とする。
 - ・ 年賦課金は，時価総額1,000億円以下の場合，年額100万円とし，同1,000億円超の場合，年額120万円とする。
 - ・ 追加上場手数料は，公募等の場合は調達金額の万分の8（上限6,000万円），優先株の転換・新株予約権の行使等による株式数の増加の場合は同万分の1とする。
 - ・ 監理銘柄（審査中）に指定されている銘柄に対する審査時及び特設注意市場に指定されている銘柄の内部管理体制の確認時に，上場管理料として100万円を請求する。
 - ・ 適時開示規則及び企業行動規範に基づく改善報告書を提出した上場会社において，改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（改善状況報告書）を提出した場合にも，同じく上場管理料として50万円を請求する。
 - ・ T D n e t 利用料は，年額8万9,250円とする。

6 取引参加者制度の整備について

(1) 市場統合に際しての取引資格の取扱い

- ・ 当社における現物取引参加者が，市場統合によりJASDAQに移行されることとなる現行ヘラクレス上場銘柄の売買が行えなくなることから，市場統合日の前日の時点で当社の現物取引資格を有する参加者のうち，ジャスダック取引資格を有していない参加者に対しては，ジャスダック取引資格を付与する。ただし，当該取引資格の付与を希望しない取引参加者は，その旨を申し出ることによって付与を受けないことができる。
- ・ 当該取引資格の付与に際しては，参加者参加金は免除する。

(2) 取引所取引許可業者が取得できる資格の種類

- ・ 取引所取引許可業者は，ジャスダック取引資格を取得できる。

(3) IPO取引参加者

- ・ IPO取引参加者は、当社の市場において当該IPO取引参加者が作成した推薦書を提出したJASDAQの上場会社が発行する有価証券の売買についても、行うことができる。

7 売買制度の整備について

(1) 信用取引・貸借取引

- ・ JASDAQの指定証券金融会社は大阪証券金融株式会社とする。
- ・ 制度信用銘柄選定基準は現行市場一部・二部の内国株券と同じとし、貸借銘柄選定基準は現行市場一部・二部又は現行JASDAQ及びNEOと同じとする。
- ・ 市場統合日の前日において制度信用銘柄及び貸借銘柄に選定されている現行ヘラクレス並びに現行JASDAQ及びNEOの銘柄については、市場統合日以降も引き続き制度信用銘柄及び貸借銘柄とする。
- ・ 市場統合日の前日において制度信用銘柄に選定されていない現行ヘラクレス並びに現行JASDAQ及びNEOの銘柄については、市場統合日より制度信用銘柄に選定することとする。

(2) リクイディティ・プロバイダー（以下「LP」という。）制度

a 対象とする銘柄

- ・ LPの対象銘柄は、JASDAQの全銘柄とする。

b 取引料金

- ・ LPの取引に係る取引料は、一般の取引と同様に取り扱う。

c 流動性供給料の支払い

- ・ LPが、LPとなることを当社に届け出た銘柄（以下「LP銘柄」という。）に係る自己の計算による売買代金に一定の率を乗じた額を、流動性供給料として支払う。
- ・ 流動性供給料は、LP注文に基づき成立した売買に係る取引料（標準料率）の5割とする。
- ・ 現行のとおり、高流動性銘柄（上期（1月～6月）、下期（7月～12月）の合計売買代金の上位10銘柄。）は、流動性供給料の支払い対象となるLP銘柄から除くこととする。

d その他は現行と同じ。

(3) 立会外分売

- ・ JASDAQの内国株券に係る立会外分売により執行できる顧客の売付注文の数量は、現在当社が定めているヘラクレス内国株券に係る当該数量と同じとする。

- ・ J A S D A Q の内国投資証券及び外国株券に係る立会外分売により執行できる顧客の売付注文の数量は、現在当社が定めている内国投資証券及び外国株券に係る当該数量と同じとする。

(4) その他

- ・ 市場第一部及び市場第二部の上場銘柄と J A S D A Q 上場銘柄が混在するバスケット取引は、現物取引資格及びジャスダック取引資格の両方を有する取引参加者について可能とする。

8 その他

(1) 経過措置

- ・新設する上場廃止基準等について、一定の経過措置を設けることとする。

(2) その他

- ・その他所要の改正を行う。

II 施行日

平成 22 年 10 月 12 日から施行する。ただし、市場区分の変更についての申請（I 1 (4)）及び LP としての指定を受けようとする銘柄についての届出（I 7 (2) a）に係る規定は、平成 22 年 8 月 1 日に施行する。

※市場区分の変更申請の期限は平成22年8月31日とする。

以 上